

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年5月31日

千葉市長 殿

提出者

住所 千葉市稲毛区小仲台6-20-2

株式会社小棚組 代表取締役小棚雅久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



電話番号

043-255-5411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	千葉市管轄内事務所
事業場の所在地	千葉市管轄区域
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：一般土木建築工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,011t	全処理委託量	2,011t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	0t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	2,011t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類アスファルト殻^v)

① 排出量	3441.5t	自ら中間処理した量 ④	自ら中間処理した量 後の残さ量 ⑥	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量 ⑨	3441.5t
② 有償物量		自ら直接利用した量 ②		自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧	
③ 自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量 ③		自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量 ⑩	
⑤ 自ら熱回収を行った量	0	④のうち熱回収を行った量 ⑤	自ら中間処理により 減量した量 ⑦	自ら中間処理により 減量した量 ⑪	
⑦ 自ら中間処理により 減量した量	0			自ら中間処理により 減量した量 ⑫	
⑨ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0			自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量 ⑬	
⑪ 全処理委託量	3441.5t			3441.5t	
⑫ 再生利用業者への 処理委託量	0			⑩のうち優良認定業者 への処理委託量 ⑭	
⑬ 熱回収認定業者への 処理委託量	0			⑪のうち熱回収認定業者 への処理委託量 ⑮	
⑭ 熱回収を行う業者への 処理委託量	0			⑫のうち熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑯	

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類コンクリート殻^v)

有償物量
不不要物等発生量

自ら直接利用した量
②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量
③

排出量
① 276t

項目 実績値
①排出量 ✓ 276t
②+⑧自ら再生利用を行った量 0
⑤自ら熱回収を行った量 0
⑦自ら中間処理により減量した量 0
③+⑨投入処分又は海洋投入処分を行った量 0
⑩全処理委託量 ✓ 276t
⑪優良認定処理業者への処理委託量 0
⑫再生利用業者への処理委託量 ✓ 276t
⑬熱回収認定業者への処理委託量 0
⑭熱回収を行う業者への処理委託量 0

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧	自ら中間処理した 後の残さ量 ⑥	自ら中間処理により 減量した量 ⑦	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量 ⑩	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量 ⑪
②	⑥	⑦	⑨	⑪
③	④	⑤	⑩	⑫
① 276t	✓ 276t	0	✓ 276t	0
⑭	⑮	⑯	⑰	⑱

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量
⑪のうち熱回収認定業者
への処理委託量
⑫のうち優良認定処理
業者への処理委託量
⑬のうち熱回収を行う業者
への処理委託量
⑭のうち熱回収を行なう業者
以外の業者への処理委託量

(第2面)

（産業廃棄物の種類がれき類）

計画の実施状況

有償物量
↓

不要物等発生量

排出量	① 78t
自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量	③
自ら中間処理した量	④
自ら中間処理した後 の残さ量	⑥
自ら熱回収を行った量	⑤
自ら中間処理により 減量した量	⑦
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑨
全処理委託量	⑩ 78t
優良認定処理業者への 処理委託量	⑪ 0
再生利用業者への処理委託量	⑫ 78t
熱回収認定業者への 処理委託量	⑬ 0
熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	⑭ 0

自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧
----------------------	---

⑩のうち再生利用業者 への処理委託量	⑫ 78t
⑪のうち熱回収認定業者 への処理委託量	⑬ 0
⑫のうち熱回収認定業者 以外の業者への処理委託量	⑭ 0
自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	⑨
自ら中間処理により 減量した量	⑦
自ら中間処理した量	⑥
自ら中間処理した量	④
自ら熱回収を行った量	⑤
自ら中間処理により 減量した量	⑦
自ら中間処理した後 の残さ量	⑥
自ら直接埋め立て処分 又は海洋投入処分した量	③
自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類汚泥)

有償物量

不要物等発生量

自ら直接利用した量
②自ら直接埋め立て処分
又は海上投棄へ処分した量
③排出量
① 1.1t自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧

項目	実績値	自ら中間処理した後 の残さ量 ⑥	自ら中間処理により 減量した量 ⑦	自ら中間処理した後 又は海上投棄へ処分した量 ⑨	自ら中間処理した後 又は海上投棄へ処分した量 ⑫
①排出量	1.1t	0	0	0	1.1t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0
⑦自ら中間処理により 減量した量	0	0	0	0	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海上投棄を行った量	0	0	0	0	0
⑩全処理委託量	1.1t	0	0	0	0
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0	0	0	0	0
⑫再生利用業者への処理委託量	1.1t	0	0	0	0
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0	0	0	0	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0
⑮うち再生利用業者 への処理委託量	0	0	0	0	0
⑯うち熱回収認定業者 への処理委託量	0	0	0	0	0
⑰うち熱回収認定業者 以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	0	0	0	0	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 廃プラスチック類)

①排出量	1.75t	自ら中間処理した量 又は海洋投入処分した量	④	自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	⑨	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	⑫	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	⑮	自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	⑯
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により 減量した量	0	⑩自ら中間処理を行った量	0	⑪自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	1.75t	⑬自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	0	⑭自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑥自ら中間処理した量 又は海洋投入処分した量	0	⑧自ら中間処理により 減量した量	0	⑪自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	1.75t	⑭自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	0	⑮自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	0	⑯自ら中間処理した後 又は海洋投入処分した量	0
⑩再生利用業者への 処理委託量	1.75t	⑪優良認定業者への 処理委託量	0	⑫再生利用業者への 処理委託量	1.75t	⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑮優良認定業者への 処理委託量	0	⑯優良認定業者への 処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。